

第13回【社会福祉制度の概要】
関連する法制度と対象、実施体制等

社会保障 II

1月10日

第5章社会保障制度の体系

第7節 社会福祉制度の概要

(1)社会福祉制度の概要(2)社会福祉制度の基本法
3) 高齢者福祉 (4) 児童福祉 (4) 障害者福祉
P.227-239

2限目 10:40 ~12:10

講義室 304

担当：原 俊彦

1

1

今日のお話

第5章社会保障制度の体系

第7節 社会福祉制度の概要

1.社会福祉制度の概要2.社会福祉制度の基本法 3. 高齢者福祉 4.児童福祉 5.障害者福祉
P.227-239

ここでは、

- 1) 広義のSocial welfareではなく狭義の社会扶助Social Service。特定の支援ニーズを有している人(高齢者、障害者、児童、ひとり親等)に対して必要なサービス給付を行う法制度の総称。目的:サービス対象者がその人らしく尊厳を持って、社会的にノーマルで自立した生活を送れるようにする。費用:無抛出が原則。必要な費用の大半は租税(十部自己負担)
- 2) 社会福祉法(基本法)・高齢者福祉・児童福祉・障害者福祉など 分野ごとに関連する法律があり、非常に錯綜している。ケース・バイ・ケースで対象者のニーズに合わせて関連する法律や制度をチェックするしかない!

2

第7節 社会福祉制度の概要
1.社会福祉制度の概要

【1】社会福祉制度とは？

- 広義の社会福祉 (Social welfare)ではなく狭義の社会福祉サービス (Social Welfare Service)
- 社会保障における「社会扶助」のうち、特定の支援ニーズを有している人(高齢者、障害者、児童、ひとり親等)に対して必要なサービス給付を行う法制度の総称。
- 目的: サービス対象者がその人らしく尊厳を持って、社会的にノーマルで自立した生活を送れるように。
- 費用: 無抛出が原則。必要な費用の大半は租税(十部自己負担)

3

第7節 社会福祉制度の概要
1.社会福祉制度の概要

【2】社会福祉制度の体系(法体系) その1

- 社会福祉に共通する基本事項を定めた法律: 社会福祉法
- 高齢者福祉に関する法律: 老人福祉法・介護保険法・高齢者住まい法(「高齢者の居住の安定確保に関する法律」)・高齢者虐待防止法・高齢者等の雇用の安定等に関する法律
- 児童・家庭の福祉に関する法律: 児童福祉法・母子及び父子並びに寡婦福祉法 * 寡夫はダメ?? ・児童手当法・児童扶養手当法・特別児童扶養手当等の支給に関する法律・児童虐待防止等に関する法律(児童虐待防止法)・子ども子育て支援法・少子化対策基本法

4

第7節 社会福祉制度の概要
1.社会福祉制度の概要

【2】社会福祉制度の体系(法体系) その2

- 障害者の福祉に関する法律
障害者基本法・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)・身体障害者福祉法・知的障害者福祉法・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(精神保健福祉法)・発達障害者支援法・障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)・障害者の雇用の促進等に関する法律(障害者雇用促進法)・障害を理由とする差別解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の推進に関する法律(新バリアフリー法)。

5

第7節 社会福祉制度の概要
1.社会福祉制度の概要

【2】社会福祉制度の体系(法体系) その3

- 低所得者、生活困窮者の福祉に関する法律
生活保護法・生活困窮者自立支援法・ホームレスの自立支援等に関する特別措置法・子どもの貧困対策の推進に関する法律 等
- 福祉専門職の資格を定めた法律
社会福祉士及び介護福祉士法・精神保健福祉士法・民生委員法

6

第7節 社会福祉制度の概要
2.社会福祉制度の基本法—社会福祉法

【1】社会福祉法の目的・福祉サービスの基本理念

社会福祉法：1951(S26)年制定の社会福祉事業法が2000(H12)年改正・改称されたもの。社会福祉を目的とする事業の全分野の共通事項・関連事項を定めた。

- 1) 社会福祉サービス利用者の権利保護
- 2) 地域福祉の推進
- 3) 社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保
- 4) 社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図ることにより、社会福祉の増進に資することを目的して定められている（同法第1条）

7

第7節 社会福祉制度の概要
2.社会福祉制度の基本法—社会福祉法

【1】社会福祉法の目的・福祉サービスの基本理念
社会福祉法

(福祉サービスの基本的理念)

第三条 福祉サービスは、**個人の尊厳の保持を旨とし**、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、**良質かつ適切なもの**でなければならない。

8

第7節 社会福祉制度の概要
2.社会福祉制度の基本法—社会福祉法

【1】社会福祉法の目的・福祉サービスの基本理念
(地域福祉の推進)

第四条 **地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。**

2 **地域住民等は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。**

9

第7節 社会福祉制度の概要
2.社会福祉制度の基本法—社会福祉法

【1】社会福祉法の目的・福祉サービスの基本理念
(福祉サービスの提供の原則)

第五条 **社会福祉を目的とする事業を営む者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、地域福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。**

10

第7節 社会福祉制度の概要
2.社会福祉制度の基本法—社会福祉法

【1】社会福祉法の目的・福祉サービスの基本理念
(福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務)

第六条 **国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を営む者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。**

11

第7節 社会福祉制度の概要
2.社会福祉制度の基本法—社会福祉法

【2】社会福祉事業

1) 社会福祉事業とは

社会福祉事業とは、地域の高齢者・子どもなどの社会的弱者を支えるための非営利事業であり、お金儲けを目的としない事業。

社会福祉法人は都道府県知事などの監督のもと、社会福祉法に基づいて設立され、社会福祉事業を実施する民間団体。営利目的の事業が行えない・行政からの厳しい監査が入るなどの制限がある一方で、法人税が原則非課税となるなどさまざまな優遇措置を受けることができる。

12

第7節 社会福祉制度の概要
2.社会福祉制度の基本法—社会福祉法

2) 第一種社会福祉事業：社会的に緊急性・必要性の高い事業を取り扱うことから、安定した経営基盤が求められる。そのため、第一種社会福祉事業を行えるのは行政または社会福祉法人のみ。

生活保護法・救護施設…
児童福祉法・児童養護施設…
老人福祉法・養護老人ホーム…
障害者総合支援法・障害者支援施設
売春防止法・婦人保護施設など。

13

第7節 社会福祉制度の概要
2.社会福祉制度の基本法—社会福祉法

3) 第二種社会福祉事業：、事業の社会的責任は小さくないものの、利用者への影響が第一種と比べて小さい。経営主体も定められていないため、届け出をすれば自治体や社会福祉法人などに限らず事業を開始できる。

例：
児童福祉法：助産施設、保育所、児童厚生施設、児童家庭支援センター、放課後児童健全育成事業
老人福祉法：老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業

14

第7節 社会福祉制度の概要
3.高齢者福祉

【1】高齢者福祉の基本法—老人福祉法

2000（H12）4月の介護保険法施行以降⇒市町村の福祉の措置に関する義務：高齢者福祉の総合的実施・支援体制の整備等に変更された。

【2】高齢者福祉の基本理念

第1条（目的）：老人の福祉に関する原理を明らかにし、老人の心身の健康の保持・生活の安定のために必要な措置を講じる。

第2条（基本的理念）：老人は、多年にわたり社会の進展に寄与してきた者・豊富な知識と経験を有する者として敬愛され生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障される。

15

第7節 社会福祉制度の概要
3.高齢者福祉

第3条（老人の社会参加）：老人は老齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して、常に心身の健康を保持し、その知識と経験を活用して社会的活動に参加するように努める。

2 老人は、その希望と能力とに応じ、適当な仕事に従事する機会その他社会的活動に参加する機会を与えられる。

第4条（老人福祉増進の責務）：国及び地方公共団体は、老人の福祉を増進する責務を有する。

第5条（老人の日及び老人週間）：国民の間に広く老人の福祉についての関心と理解を深めるとともに、老人に対し自らの生活の向上に努める意欲を促すため、老人の日及び老人週間を設ける。

16

第7節 社会福祉制度の概要
3.高齢者福祉

【3】老人福祉法上の事業・施設・計画

【老人居宅生活支援事業】居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業及び複合型サービス福祉事業。

【老人福祉施設】老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センター

【老人福祉計画】都道府県・市町村は老人福祉事業の供給体制の確保に関する計画を策定する。

17

第7節 社会福祉制度の概要
3.高齢者福祉

【4】老人福祉法に基づく福祉の措置

・基本的には介護保険により本人が申請手続きやサービス提供事業者との契約を行い、サービスを受ける。

・認知症などで本人が申請できない場合や、制度の利用を拒否する場合、養護者が介護を放棄したり、虐待を行ったりして、高齢者の生命に危険がある場合

⇒民生委員、近隣住民、医師、介護支援専門員などが発見、市町村に通報。市町村は（本人の意思に関わりなく）措置を行い、介護サービスを介護保険事業者に委託。

* サービス費用の9割保険料・1割+食費は一般財源。

* ただし、利用者に費用負担能力に応じ徴収

* 措置は成年後見制度で本人以外が契約するまで

18

第7節 社会福祉制度の概要

4.児童福祉

【1】児童福祉の基本法—児童福祉法

①児童福祉法の基本理念

第1条：全て児童は、児童の権利条約の精神にのっとり、適切な養育、生活の保障、愛され、保護されること、健やかな成長・発達、自立等が保障される権利を有する。

第二条 **全て国民は**、児童が良好な環境において生まれ、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

②**児童の保護者は**、児童を心身ともに健やかに育成することについて**第一義的責任を負う**。

③ **国及び地方公共団体は**児童の保護者とともに、**児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う**。

19

第7節 社会福祉制度の概要

4.児童福祉

【1】児童福祉の基本法—児童福祉法

②児童福祉の実施機関・施設：

○児童相談所（通称：児相）：都道府県+政令指定都市児童福祉法により設置。原則18歳未満の子供に関する相談や通告（子供本人・家族・学校の先生・地域の人等）。相談内容：虐待・育成・障害・非行など

業務：要保護児童の調査や判定、一時保護、児童福祉施設への入所措置、児童と保護者への相談援助活動

スタッフ：医師・保健師・児童福祉司・児童心理司・社会福祉士・精神保健福祉士など。

○その他：①助産施設②乳児院③母子生活支援施設④保育所⑤幼保連携認定こども園⑥児童厚生施設⑦児童養護施設⑧障害児入所施設⑨児童発達支援センターなど

20

第7節 社会福祉制度の概要

4.児童福祉

【1】児童福祉の基本法—児童福祉法

③児童福祉法に基づく施策：「福祉の保障」

①身体障害児に対する療育指導、小児慢性特定疾病医療費の支給等②障害児の居宅生活の支援（児童発達支援

医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援）③助産施設、母子生活支援施設及び保育所への入所等④障害児入所給付費、高額障害児入所給付費⑤障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費の支給⑥要保護児童の保護措置等

⑦身体に障害又は形態上の異常がある児童を公衆の観覧に供する行為、児童にこじきをさせ、又は児童を利用してこじきをする行為、公衆の娯楽を目的として、満十五歳に満たない児童にかかるわざ又は曲馬をさせる行為(34条違反)

21

第7節 社会福祉制度の概要

4.児童福祉

【2】その他の児童福祉関連の法制度

【児童六法】

①児童福祉法②児童扶養手当法③母子及び父子並びに寡婦福祉法④特別児童扶養手当等の支給に関する法律⑤母子保健法⑥児童手当法

<新規立法> 特に少子化関連等

2000年児童虐待防止法

2003年少子化社会対策基本法・次世代育成支援推進法

2009年子ども・若者育成推進法

2012年子ども・子育て支援法

2013年子どもの貧困対策の推進に関する法律

22

第7節 社会福祉制度の概要

5.障害者福祉

【1】障害者福祉の基本理念と目的

①障害者基本法における障害者福祉の基本理念

「全ての国民が、**障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである**との理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、**相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため**、**障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進すること**を目的とする。（第一章 総則 第一条（目的））

23

第7節 社会福祉制度の概要

5.障害者福祉

【1】障害者福祉の基本理念と目的

②障害者基本法における障害者の定義

【障害者】身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害がある者で、障害・社会的障壁により継続的に日常生活／社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

【社会的障壁】障害がある者にとって日常生活／社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。（第一章 総則 第二条（定義））

24

第7節 社会福祉制度の概要

5. 障害者福祉

【2】障害者福祉制度の体系

【全般】障害者基本法・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）（2013）・障害者の雇用の促進等に関する法律、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）（2011）等

【区分】身体障害者福祉法・知的障害者福祉法・発達障害者福祉法・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）等

【支援】障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）（2013）

【障害児の福祉】児童福祉法の関連箇所

【その他】高齢者・身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律など。2014年国連の「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）の批准

第7節 社会福祉制度の概要

5. 障害者福祉

【3】障害者総合支援法

① 障害者総合支援法の目的及び基本理念

【障害三分区】身体障害・知的障害・精神障害など、障害の区分にかかわらず、各自のニーズに応じた福祉サービスを受けられるように、サービス提供を一元化すること、サービス提供主体を市町村に一元化することを決めた法律

2013年にそれまでの「障害者自立支援法」を改正・改名・【基本理念】は障害者基本法と同じ。市町村にサービス主体を一元化している点では、共生社会の実現の方にウエートがあるといえる。

*医療・介護・障害者支援などを、すべてのサービス提供主体を市町村に一元化する現在の方式は、市町村の人口減少の進行・消滅とともに破綻してゆくのではないかと

第7節 社会福祉制度の概要

5. 障害者福祉

【3】障害者総合支援法

② 障害者総合支援法の対象者

「障害者」：身体障害者福祉法の第4条でいう身体障害者、知的障害者福祉法の知的障害者で18歳以上、精神保健法第5条でいう精神障害者・知的で18歳以上。いわゆる「難病認定患者」で18歳以上、児童福祉法第4条2項*でいう「障害児」である。

市町村は、対象者の区分に関わりなく「共通」のサービスを提供する。

*単に18歳未満の児童であればすべて「障害児」となるので、上記の年齢区分は意味がない！

第7節 社会福祉制度の概要

5. 障害者福祉

【3】障害者総合支援法

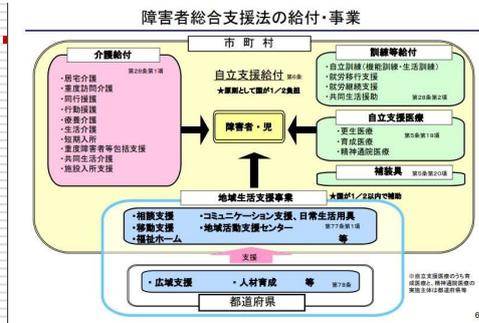
③ 障害者総合支援法のサービス

介護給付・訓練等給付・地域生活支援事業（移動支援・相談支援など

<流れ> 図5-29参照

障害者/障害児の保護者→市町村に申請→市町村が認定調査→市町村の審査会が障害支援区分（1～6）を検討→判定→指定特定相談事業者に「サービス等利用計画」の策定を依頼→市町村に計画を提出→支給決定→指定特定相談事業者と契約を締結→サービス開始。

図5-29 障害者総合支援法の構成



出典：厚生労働省障害保健福祉部企画課(2013)「障害者総合支援法について」保健師中央会議

第7節 社会福祉制度の概要

5. 障害者福祉

【4】身体障害者福祉法・知的障害者福祉法・精神保健福祉法

① 概要

障害者総合支援法→障害福祉サービス全般

従来からある種類別の法律：身体障害者福祉法・知的障害者福祉法・精神保健福祉法→定義・手帳などの規定を扱う。

② 身体障害者福祉法

第四条：「身体障害者」＝身体上の障害（別表）がある十八歳以上の者＋身体障害者手帳の交付。

＋独自事業（身体障害者生活訓練・手話通訳・介助犬訓練・聴導犬訓練）＋独自施設（身体障害者福祉センター・補装具製作・盲導犬訓練・視聴覚障害者情報提供）「措置」の実施に関する規定あり。

③知的障害者福祉法

療育手帳制度：児童相談所又は知的障害者更生相談所で知的障害があると判定された人に療育手帳を交付。障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスや各自治体や民間事業者が提供するサービスを受けることができる。

④精神保健福祉法

第五条精神障害者：統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害その他の精神疾患を有する者。任意入院・措置入院・医療保護入院・応急入院などの規定。精神保健福祉手帳の交付。相談支援・精神保健福祉相談員などの規定がある。

次週

今回は1月17日【諸外国における社会保障制度】欧州/アジアの社会保障制度第6章 諸外国における社会保障制度 第1節諸外国の社会保障(1)スウェーデンの社会保障(2)ドイツの社会保障(3)フランスの社会保障(4)イギリスの社会保障(5)アメリカの社会保障(6)中国の社会保障(7)韓国の社会保障 p.242-259